

直監第 241 号  
令和7年12月5日

直方市監査委員 大 場 亨  
直方市監査委員 中 西 省 三

令和7年度 財政援助団体監査報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（社会福祉法人 直方市社会福祉協議会）について、その結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

令和7年度

## 財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 直方市社会福祉協議会

直方市監査委員

## 第1 監査の概要

### 1. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

### 2. 監査の対象

#### (1) 財政援助団体

社会福祉法人 直方市社会福祉協議会

#### (2) 所管課

市民部 保護・援護課

### 3. 監査の範囲

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに執行された会計処理等に関する事務

### 4. 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年11月28日まで

説明聴取 令和7年10月15日、10月27日

### 5. 監査の方法

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査ならびに関係者からの説明聴取を実施した。

#### (1) 監査の着眼点

##### 【所管課関係】

- ① 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金交付規則及び補助金交付要綱の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。  
また、公益上の必要性は十分か。
- ③ 補助金に関する条件の内容は明確か。
- ④ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑦ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

##### 【財政援助団体関係】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- ② 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。  
また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ④ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑤ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- ⑥ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑦ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

#### (2) 監査の実施方法

上記監査の着眼点に基づき、以下の方法で監査を実施した。

- ① 法人定款など関係帳票の提出を求め確認した。

- ② 文書管理システム及び関係文書の提出を求め、内容を確認した。
- ③ 会計処理が規程等に則した処理がなされているか、関係帳票を確認した。
- ④ 各事業に関して職員にヒアリングし実施状況を確認した。

## 第2 「財政援助団体」の概要

### (1) 団体の概要

社会福祉法人直方市社会福祉協議会の概要は、次表のとおりである。

団体名	社会福祉法人直方市社会福祉協議会
団体所在地	福岡県直方市津田町7番35号
団体代表者名	理事長 一尾 泰嗣
団体設立年月日	昭和44年4月23日
目的及び事業内容	<p>(目的) 直方市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p> <p>(事業)</p> <p>(1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施  (2)社会福祉に関する活動への住民参加のための援助  (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成  (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業  (5)保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡  (6)共同募金事業への協力  (7)ボランティア活動の振興  (8)移動送迎支援事業  (9)福祉サービス利用援助事業  (10)生活福祉資金貸付事業  (11)福祉総合相談事業  (12)生活支援体制整備事業  (13)認知症地域支援・ケア向上事業  (14)その他この法人の目的達成のため必要な事業</p>

直方市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき設立された社会福祉法人である。(直方市からの出捐金等はない。)

※社会福祉法第 109 条 (抜粋) (第 2 項～第 5 項 省略)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 六 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(2) 理事・監事及び評議員の選出

直方市社会福祉協議会の理事及び評議員の候補者は以下の区分により選出される。

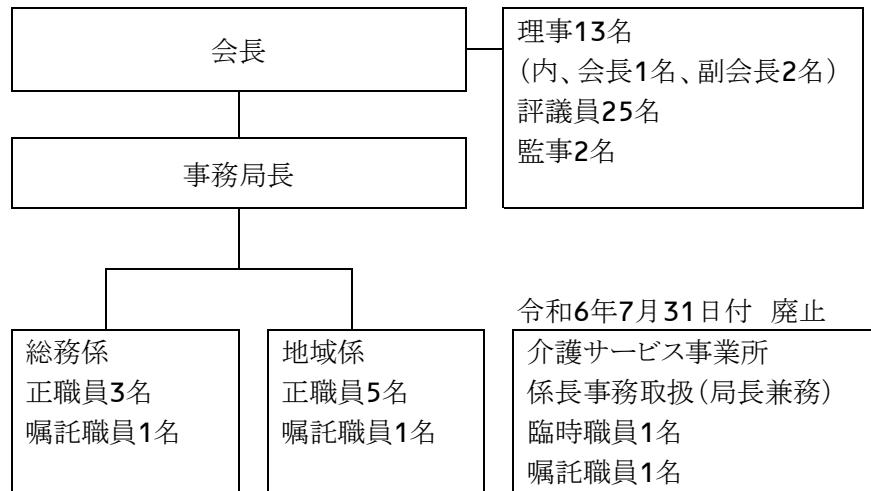
選 出 区 分	理事	評議員
(1)住民組織/地区(校区)社会福祉協議会、住民自治組織等	3名	3名
(2)当事者等の組織/老人クラブ、障害者団体、介護者の会等	1名	2名
(3)社会福祉に関する活動を行う団体/ボランティア団体、農協、生協等	2名	4名
(4)民生委員・児童委員またはその組織	2名	2名
(5)事業者関係/社会福祉施設・社会福祉関係団体、更生保護事業施設・更生保護事業団体、福祉(介護・保育)サービス事業者	1名	5名
(6)保健・医療、教育等の関係機関・団体/医師会、医療・保健機関、学校、教育委員会等	—	4名
(7)社会福祉行政機関	1名	—
(8)地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体・まちづくり、住宅、環境、労働、経済団体等	1名	3名
(9)その他/学識経験者(社会福祉、法務、税務、事業経営等の専門家)	2名	2名
合 計	13名	25名

監事候補者は以下の区分により選出される。

選 出 区 分	監事
(1)社会福祉法第44条第5項第2号に規定する職務をなし得る者	1名
(2)社会福祉について知識経験を有する者	1名

※社会福祉法第44条第5項第2号「財務管理について識見を有する者」

(3) 直方市社会福祉協議会 組織図 (令和6年4月1日現在)



(4) 直方市社会福祉協議会 補助対象経費

	勘定科目	収入	支出				
		市運営補助金	人件費	事業費	事務費	その他支出※1	計
法人運営事業	法人運営	28,683,928	24,051,074	221,733	69,130	3,450,600	27,792,537
	生活困窮者緊急支援資金貸付事業	1,530,193	1,530,193	0	0	0	1,530,193
	意思疎通支援事業	6,023,843	6,023,843	0	0	0	6,023,843
	福祉サービス利用援助事業	1,861,591	1,861,591	0	0	0	1,861,591
	小計	38,099,555	33,466,701	221,733	69,130	3,450,600	37,208,164
共同募金配分金事業	高齢者	2,096,395	2,096,395	0	0	0	2,096,395
	障害児・者	1,668,879	1,668,879	0	0	0	1,668,879
	児童・青少年	1,008,711	1,008,711	0	0	0	1,008,711
	課題を抱える人	1,896,565	1,896,565	0	0	0	1,896,565
	その他	9,439,417	9,439,417	0	0	0	9,439,417
	歳末たすけあい配分金事業	1,316,860	1,316,860	0	0	0	1,316,860
	小計	17,426,827	17,426,827	0	0	0	17,426,827
移動送迎支援事業		3,031,388	2,390,289	179,292	266,852	0	2,836,433
資金貸付事業		2,591,230	2,591,230	0	0	0	2,591,230
合計 (構成比)		61,149,000 (100.00%)	55,875,047 (91.38%)	401,025 (0.65%)	335,982 (0.55%)	3,450,600 (5.64%)	60,062,654 (98.22%)

※1 その他支出は、退職手当積立基金預け金支出である。

なお、収支差額1,086,346円については、精算の上、直方市へ戻入処理されている。

### 第3 監査の結果

#### 1. 所管課に関する事項

##### (1) 補助金の算定から交付について

直方市社会福祉協議会補助金交付要綱第2条で補助事業の内容は、「①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施。②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助。③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成。④前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業。」とし、同第3条で「直方市社会福祉協議会は、社会福祉法人会計基準に基づいた予算を調製して市長の承認を得なければならない。」同第4条において「直方市社会福祉協議会の当該年度の予算に計上された直方市補助金の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。」とされていることから、補助金の額は、直方市社会福祉協議会が次年度に実施予定の事業や受託が見込まれる事業毎に、従事する職員の個別入件費を積算したものに、事務費等を加えて事業費を積算した予算書案を所管課の保護・援護課へ提示し、その予算書案をもって所管課が市の財政課へ予算要望を行い予算化している。所管課では、交付要綱の補助事業の定義が非常に漠然としたものとなっていることもあり、提示された予算書のうち補助金対象となる予算内容の精査、毎年の事業の評価・検証が不足しており、結果としては、直方市社会福祉協議会の要望額がそのまま予算化されることになり、直方市補助金交付規則第4条に定める補助対象経費であるかの審査等が十分に行われているとは言い難いものである。

補助金はあくまでも事業費に対する任意的経費であって、人件費などの義務的経費に充てるべきものではないところ、直方市社会福祉協議会は特に公益性の高い事業を実施しており、その運営に際して一定の補助が必要と判断されるため運営に係る費用の一部を補助するものであり、提示された予算の査定及び運営の健全性や事業の評価・検証については厳正に行われたい。

#### (2) 補助金の効果検証等について

補助金対象事業の実績報告書として提出されている「事業報告書」は、直方市補助金交付規則第14条第1号に定める「補助事業の成果を記載した実績報告書」の体裁を整えておらず、法人の理事会等役員会における事業報告書をそのまま転用したものであり、直方市からの補助金の使途が直接検証できるものとなっていないため、各事業及び運営において市からの補助金の使途及び効果の検証ができるよう工夫した実績報告書の提出を求められたい。

#### (3) 財政援助団体への指導・監督等について

直方市補助金交付規則第12条及び第13条の趣旨から、市は補助事業者に実施状況を報告させ、遂行状況が十分でない際は遂行を命ずることとされている。当該補助金は半期毎に交付されており、この際に事業の実施状況の報告を受け、適切な助言・指導すべきものと思われる。所管課は、公金である補助金の交付元として適切な管理・監督を行われたい。

## 2. 財政援助団体に関する事項

#### (1) 補助金の申請処理等について

補助金の申請に関しては、所管課に関する事項でも触れたが、直方市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条で「直方市社会福祉協議会は社会福祉法人会計基準に基づいた予算書を調整して市長の承認を得なければならない。」同第4条において「直方市社会福祉協議会の当該年度の予算に計上された直方市補助金の額とし、市長が予算の範囲内で定めた額とする。」とされていることから、補助金の額については、直方市社会福祉協議会が次年度の予算書案を所管課の保護・援護課へ提示し、その予算案をもって所管課が市の財政課へ予算要望を行い予算化されている。

また、事業費の算定においては、事業毎に従事する職員の個別入件費を積算したものに事務費等を加えて事業費を積み上げていることから、担当する職員の給与のベースアップ分の他、定期昇給分の経費が余分に上乗せされることになり、事業費を必要以上に引き上げることになっている。

直方市補助金交付基準でも、補助金は原則、事業費に対する任意的経費であって、人件費などの義務的経費の財源に充てるべきものではないが、直方市社会福祉協議会に対する補助金は運営費に対する補助金交付も行っており、補助事業遂行に係る事業計画書や運営費に係る計画書等、直方市補助金交付規則第5条第2項掲げる事項を記載した申請書の提出については補助金の算定方法を根本的に見直されたい。

#### (2) 補助金の会計処理について

補助金の会計処理については、定期的に税理士の指導を受け、社会福祉法人会計基準に則したものとなっているが、補助金を人件費や事務費等として事業毎に按分処理されている按分比率の根拠が不明であるため、受託事業や直方市社会福祉協議会の独自事業との按分比率の根拠を明示されたい。

また、経理規程等にそぐわない旅費等の支出や随意契約による契約の締結が見られたため、規程に則した支出をされたい。

#### (3) 補助金対象事業の実施状況について

直方市社会福祉協議会の主催する事業では、「よこいと運動会」「福祉まつり」「福祉もちつき会」の3事業が社会啓発活動として規模の大きなものとなっているが、「よこいと運動会」以外の「福祉まつり」と「福祉もちつき会」は、単なる商店街におけるお祭り的なイベントの色彩が強くなっているが、本来の社会福祉に関する啓発活動という事業目的から乖離した状態に変貌しており、その他の事業では限られた団体や対象者枠で、毎年同様の事業を漫然と消化している状況であり、広く市民に向けた

事業や新たなニーズに対する取り組みが低調であるように見受けられたことから、適宜、事業の見直しを図られたい。

また、市民参加型の事業を行うのであれば、その機会に直方市社会福祉協議会の活動を理解してもらうとともに協賛金や寄付の協力依頼及び募金活動や会員数の増加に注力するなど、啓発活動と合わせ、自主財源の確保にも繋げるような取り組みを企画されたい。

特にふくしバスの運行にあたっては、利用対象団体を指定6団体、会長が必要と認めた21団体の合計27団体と限定しており、社会福祉法第109条に基づく社会福祉協議会の趣旨を鑑みた場合に対象団体を限定することに疑問を呈すとともにバスの利用目的に親睦会的な利用も認めるのであれば、燃料費等については実費経費に含め利用者負担を徴すべきものと考える。

また、移動送迎支援事業に関しては、利用登録者数が41名、延べ利用人数で184名、延べ利用件数でも351件となっている。直方市が行う移動支援事業や福祉タクシーなど同種の事業や社会資源・サービス事業との整理や利用者負担の在り方など事業を抜本的に見直されるとともに広く事業の周知を図られたい。

広報啓発活動については、社協だよりを年4回（発行部数各号15,900部）、増刊号を令和6年度は3回（発行部数各号16,000部）発行しており、市報のおがたに同封したり市内の公共施設に配架したりして市民へ配布している。また、障がい者向けに点字版、拡大版、音訳版の社協だよりの発行にも取り組んでおり37人が利用しているが利用者の拡大を図られたい。

ホームページについては年間アクセス数が延べ7,670回、閲覧者の実数が7,081人、年間更新回数は59回である。掲載情報の更新頻度を増やすなど、社会福祉への理解を深めるための更なる広報啓発活動の充実に努められたい。

### 3. 監査を終えての意見

以上が、財政援助団体たる直方市社会福祉協議会及び所管課である保護・援護課に関する財政援助団体監査の結果である。

直方市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき設立された社会福祉法人であり、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者、区域内の社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとされている。

直方市社会福祉協議会の運営経費は、市からの補助金及び受託金、福岡県社会福祉協議会からの受託金、会費並びに共同募金配分金等で賄われており、市からの補助金が全体の60.06%に達しており、そのうちの98.77%が職員人件費に充てられている。その他、福岡県社会福祉協議会・市からの受託金が28.31%であり、自主財源となる会費収入は、1.19%にとどまっており、市からの補助金及び福岡県社会福祉協議会並びに直方市からの委託事業による受託金に依存した財務状況となっている。

直方市補助金交付規則第4条では「補助金の交付対象となる事務又は事業とは、市の事業を補完し、又は住民の福祉を増進する等公益上必要なものでなければならない。」とされているが、現状では法人運営費の入件費が、市からの補助金の40.04%を占めており、退職手当積立金を含めると45.79%となり、法人を運営するための義務的経費に多くの補助金が充てられていることから、補助金の交付基準目的に則したものとなるよう経営基盤の強化・改善が急務であると思われる。

そのためには、市と連携のもと自らも徹底した経費の節減と事業の在り方の見直しや適切な利用者負担を求めるなどの経営改善のほか、事業活動の積極的な広報等に取り組み、会員の拡充を図り、会費の増収や新たな収益事業の創出など自主財源の確立・確保に取り組まれたい

なお、補助金の実績報告では、直方市補助金交付規則第14条第1号に定める「補助事業の成果を記載した実績報告書」とはなっておらず、直方市社会福祉協議会の理事会等における事業報告書がそのまま転用されているため、財務会計の指導や役職員の研修会参加など法人としての固有事業や福岡県社会福祉協議会等他からの受託事業が混在しており、市からの補助金による事業実施の効果検証が行い難いものとなっている。直方市社会福祉協議会においては、実績報告書は市からの補助金が直接的にどのように使われ、どのような効果を結んだのかが検証できるよう工夫し作成されるとともに、所管課においては

補助金による事業の実績と実施効果の検証を厳に行い、事業の必要性等について適宜見直しを図られたい。

今回、昭和44年の直方市社会福祉協議会設立以来、初めて財政援助団体監査として地方自治法に基づく監査委員による監査を実施したところである。直方市社会福祉協議会は、社会福祉法人ではあるものの社会福祉法第109条に基づく「社会福祉協議会」という団体の特殊性からその取扱いは他の団体とは異なり、直方市社会福祉協議会補助金交付要綱で定める補助金の事業目的も「社会福祉を目的とする」あるいは「社会福祉に関する」といった漠然としたものになっており、直方市補助金交付規則第4条で定める市の事業を補完し又は住民の福祉を増進する等公益上必要なものであるかの検証が十分に行われてこなかったことが窺えた。

補助金は事業費補助が原則であり、現状のように補助金のほとんどが人件費などの法人運営のための義務的経費に充当されることは補助金の本来の目的に沿ったものとは言い難いものである。

所管課と直方市社会福祉協議会は、現状の補助金の算定方法や交付及びその使途が地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない。」及び地方財政法第4条第1項「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める最少経費の原則に則ったものとなっているのかを厳しく検証し、真に住民福祉の向上を増進する等公益上必要なものとなるよう、連携・協議を強く求めるところである。

今後とも、地域に寄り添い、市民が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、直方市などとの連携を図りながら、地域福祉の更なる充実に努めていただくよう望むものである。